

功績をたたえましょう

第72回模範従業員表彰・役員表彰のご案内



当所では、会員事業所に勤務する役員・従業員の勤労意欲の向上を図り、組織のますますの活性化および発展に資するため、以下の要領で第72回模範従業員表彰式を実施いたします。

貴社に長年に亘り貢献された方やめざましいご活躍をされた方を、是非ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

表彰式実施要領

- 開催日時 **10月15日（木）（75周年事業）午後15：30～**
■開催場所 **氷見市芸術文化館**

役員の表彰基準

1. 表彰者の資格

当所の会員事業所の従業員兼務役員で、同一企業に10年以上勤務（従業員勤務期間も含む）し、企業の発展に著しく貢献したと認められる者。

2. 事業主協賛金

事業所は、表彰者1名につき下記表彰基準の協賛金を負担しなければならない。

従業員の表彰基準

1. 表彰者の資格

当所会員である事業所に勤務している従業員であること。（会社役員、店主、家族従業員等は除きます。）

2. 表彰の区分と事業主協賛金

（1）永年勤続者表彰 …永年同一事業所に勤務し、勤務成績が優良で他の模範と認められる者。

勤続年数	表彰区分	事業所協賛金（助成あり）
① 10年以上	10年表彰	6,000円
② 15年以上	15年表彰	8,000円
③ 20年以上	20年表彰	10,000円
④ 25年以上	25年表彰	12,000円
⑤ 30年以上	30年表彰 （日本商工会議所会頭との連名表彰）	15,000円

**表彰には当所が1名あたり
2,500円助成！**

（※2名まで・従業員100名以上は3名まで）

尚、1人あたり2,500円の助成が受けられます。（例：10年表彰1名の事業所負担は6,000-2,500=3,500円）

（2）特別功労者表彰

① 技術の改良、品種の改善に努め、有益な発明考案を行い、業績の向上と産業の振興に貢献した者。

② 職務に練達し、その技量の程度が卓越しており、当該分野において、第一人者と認められる者。

特に功績が顕著な方（内容を厳選し、会議所全体で2名以内）の推薦は別様式の申請が必要ですので、お手数ですが当所までお問い合わせください。この表彰者の記念品等にかかる経費は当所が全額負担いたします。

表彰審査委員会

常議員による審査委員会にて、推薦された被表彰者の選考と記念品の決定をおこなう。

※注 意

勤続年数の計算は入社の日より算出し、毎年10月末日で何年何ヶ月と計算します。又行政処分又は司法処分を受けた事のない方、会議所会費を完納していること。表彰の人事は厳に秘密を守り、本人に漏告してはならない。

推薦手続

裏面の申請書を**8月31日（月）**までにご提出ください。（必着）

（締切後のものは翌年扱いとなりますのでご注意ください。）

お問合せは 氷見商工会議所 TEL：74-1200 FAX：74-3511 まで

申 請 書

(様式第 1 号・3 号)

第 7 2 回

☐ 模範従業員被表彰者

☐ 役員被表彰者

※☐にチェックを入れてください

事業所名		電 話	() —
所 在 地		業 種	
フリガナ		性別	推せん順位
被表彰者氏名		男・女	位
生 年 月 日	昭・平 年 月 日 (歳)		
入店(社)年月日	昭・平 年 月 日		
職 種			
勤続年数区分	1 0 年 1 5 年 2 0 年 2 5 年 3 0 年		
現 事 業 所 に お け る 勤 続 年 数	年 ヶ月	貴店(社)の 従 業 員 数	名
<u>推せん理由</u>			
上記のとおり推せんします。 令和 8 年 月 日 氷見商工会議所 会 頭 清水 幸雄 殿 推せん人（事業主） ⑩			
(注 1) 推せん者 2 人以上の場合は推せん順位を記入して下さい。 (注 2) 役員・従業員の表彰区分に✓をつけていただき、従業員の場合は該当年数に○をつけて下さい。			

※ご記入いただいた被表彰者氏名・事業所名等は名簿に掲載し、当日参加者および来賓の皆様配布させていただきます。

同一企業内で 2 名以上申請される場合は、お手数ですが必要枚数をコピーしてください。